

自然再生推進法への対応について

1. 自然再生協議会

(1) 審議事項

- ア．自然再生全体構想の作成
- イ．自然再生事業実施計画の案に関する協議
- ウ．自然再生事業の実施にかかる連絡調整
- エ．モニタリング結果の評価と事業へのフィードバックに関する協議 等

(2) 構成

- ア．自然再生事業実施者
- イ．自然再生事業又はこれに関連する活動に参加しようとする以下の者
 - ・ 地域住民
 - ・ N P O 等
 - ・ 自然環境に関し専門的知識を有する者
 - ・ 土地の所有者 等
- ウ．関係行政機関および関係地方公共団体

2. 釧路湿原自然再生における取扱方針(案)

(1) 自然再生協議会の設置

自然再生事業の実施者が、自然再生事業に関する活動に参加しようとする者へ、協議会への参加を呼びかける。

(2) 全体構想

全体構想は、「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」をベースに生物多様性の確保、水循環、森林生態系の保全・再生等の視点をより明確に盛り込む。

(3) タスクフォース会議

タスクフォース会議は、行政機関、N P O 等が機動的に集まり、効果的な事業実施と個別課題に関する協議の場として、協議会の枠組みの中に位置づけることを検討する。

(4) 小委員会

協議会の検討を円滑に行うため小委員会の設置を考慮する。

* (2) ~ (4) の詳細は、協議会で検討

3. 今後のスケジュール

- ・ 協議会への参加呼びかけ
- ・ 協議会の設立
- ・ 全体構想等の検討、小委員会の設置、実施計画の協議 など